

日進赤池箕ノ手  
土地区画整理組合定款

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

《 目 次 》

第1章 総 則	1
第2章 費用の分担	1
第3章 役 員	2
第4章 総会の会議及び議事	6
第5章 総代及び総代会	6
第6章 会 計	10
第7章 評 価	11
第8章 従前の宅地の地積の決定	11
第9章 換地処分	13
第10章 清 算	13
第11章 雑 則	15

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この定款は、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉を増進することを目的として、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、この土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合という。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 この組合の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

日進市赤池二丁目、赤池町箕ノ手 及びモチロの各一部。

(事業の範囲)

第4条 この組合は、事業計画及びこの定款の定めるところにより、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 宅地の利用の増進を図るために行う土地の区画形質の変更
- (2) 公共施設の整備改善を図るために行う公共施設の新設又は変更
- (3) 前2号の事業の施行のため、又はその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、日進市赤池町箕ノ手2番地1155に置く。

## 第 2 章 費 用 の 分 担

(収 入 金)

第6条 この組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- (1) 補助金
- (2) 助成金
- (3) 賦課金
- (4) 第9条の規定による保留地の処分金
- (5) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- (6) 寄付金及び雑収入

(賦 課 金)

第7条 前条第3号の賦課金の額及び賦課徴収の方法は、総代会の議決に基づき定める。

(過怠金及び督促手数料)

第8条 前条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて、その金額に年10.75%の割合を乗じて計算した額を過怠金として徴収し、督促をした場合には、督促状1通につき土地区画整理法施行規則第17条の規定に基づく国土交通大臣が定める手数料の額を督促手数料として徴収する。

(保留地)

第9条 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、換地計画において一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。

- 2 保留地は、別に総代会の議決を経て定める保留地処分規程に基づいて処分する。
- 3 理事は、換地計画決定の前においても、保留地となるべき土地を総代会の同意を得て定め、前項の規定に準じて処分することができる。

### 第 3 章 役 員

(役員の数)

第10条 この組合の役員の数、理事8人、監事3人とする。

- 2 前項の役員のうち、理事1人、監事1人は、組合員以外の者から選任することができる。

(役員の任期)

第11条 理事及び監事の任期は、5年とし、就任の日から起算する。

(理事の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、その過半数の議決により組合の業務を執行する。ただし、あらかじめ総代会の同意を得て定める処務規程に定める軽易な事項については、理事長が専決する。

(理事長及び副理事長)

第13条 理事は、理事長1人、副理事長2人を互選するものとする。

- 2 理事長は、組合を代表し、処務規程及び理事会の決定に従い、業務を処理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときは、理事長を代理する。
- 4 副理事長の代理の順序は、あらかじめ理事長がこれを定める。
- 5 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、互選により速やかに補充するものとする。

(監事の職務)

第14条 監事は、毎事業年度において2回以上この組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総代会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の規定により組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため、あらかじめ監査要綱を総代会の同意を得て定める。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第15条 理事(最初の役員を選挙する場合においては、法第14条の規定による組合設立の認可を受けた者、以下本章において同じ。)は、選挙管理者となり、役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、総会に出席した組合員のうちから2人を総会で選任するものとする。

(役員選挙)

第16条 次の各号に掲げる者は、役員選挙権を有しない。

(1) 年齢25才未満の者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(役員選挙)

第17条 役員は、組合員(法人にあっては、その役員)のうちから総会で、無記名投票により選挙するものとする。

2 役員選挙する場合において、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。

3 前項の規定により投票によらないこととした場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定するものとする。

4 第29条及び第30条の規定は、前項の場合に準用する。

(組合員以外の役員選任)

第18条 組合員以外の役員は、7人以上の組合員が連署した推薦の書面をもってあらかじめ選挙管理者に届け出た者から総会で選任するものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の役員を選任する場合に準用する。

(選挙人)

第19条 役員選挙又は選任(以下「選挙」という。)は、組合員又はその代理人が行う。

2 組合員は前項の規定にかかわらず、書面をもって、役員選挙を行うことができる。

3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、役員選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名押印の上封かんし、投票開始日時前に、選挙管理者に送付しなければならない。

(役員総選挙の時期)

第20条 役員総選挙は、その任期満了の日前30日から5日までの間に行う。ただし、天災その他特別の事由があるときは、この限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第21条 選挙管理者は、役員選挙を行う総会の招集の通知に、投票開始の日時及び選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。

2 前項の通知をする場合においては、選挙管理者は、その通知と同時にその旨を公告しなければならない。

(選挙の開始)

第22条 役員選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行うことができない。ただし、総会を再度招集しても、なお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の5分の2以上の出席者をもって選挙することができる。

(投票)

第23条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自書し、こ

れを投票箱に入れなければならない。ただし、第21条の規定により通知した投票開始の時刻(投票開始の時刻を繰り下げたいときは、その時刻)に総会に出席していない者は、投票することができない。

- 2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、投票は、その法人の指定する者が行わなければならない。
- 3 選挙管理者は、必要と認める場合においては、総会の同意を得て、第1項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。
- 4 投票は、理事と監事に分けて行う。
- 5 1投票用紙に記載する役員の数1人とする。

(投票の拒否)

第24条 投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。

(開票)

第25条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人の立会いのもとに、投票を点検しなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定に当たっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば有効とする。
- 3 第19条第2項の規定により書面をもって役員を選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条第1項(第1号を除く。)の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば、有効とする。

(投票の無効)

第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
  - (2) 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない
  - (3) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
  - (4) 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
  - (5) 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認しがたいもの
  - (6) 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの
  - (7) 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの
- 2 同一の氏名、氏又は名の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第5号の規定にかかわらず、有効とする。
  - 3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第27条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 理事と監事選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、第29条第2項の期間内にいずれか一方の当選を辞退する旨の申出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(選挙録)

第28条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期の期間保存しなければならない。
- 3 第17条第3項の規定により役員となるべき者を決定したときの選挙録は、その総会における議事録をもって代えることができる。

(当選の確定)

第29条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 当選人が前項の公告があった日から7日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員の就任)

第30条 選挙管理者は、前条第2項の期間の満了の日の翌日に当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告があった日に、役員に就任するものとする。
- 3 第1項の公告のときが現在の役員の任期満了前であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は第32条及び第33条の選挙を除くほか、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰上げ補充)

第31条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後6月以内に理事又は監事に欠員を生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を決める。

- 2 第27条第1項ただし書及び前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(再選挙)

第32条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しないときは、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

第33条 理事又は監事に欠員を生じた場合において、第31条の規定により当選人を定めることができない場合、又は同条の規定により当選人を定めても、なお欠員の数が理事3人又は監事1人をこえるときは、すみ

やかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の事由が、理事又は監事の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。ただし、在職者の数が理事5人又は監事2人に達しなくなったときは、この限りでない。

(役員の失職)

第34条 理事及び監事は、被選挙権を失ったときは、その職を失う。

## 第4章 総会の会議及び議事

(総会の会議及び議事の特例)

第35条 総会を再度招集しても、なお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の5分の2以上の出席により開会し、その議事は出席した組合員の過半数で決することができる。ただし、法第34条第2項の規定による総会の議事は、この限りではない。

(採決の方法)

第36条 総会の議決事項の採決の方法は、挙手、起立、記名投票又は無記名投票によるものとし、その方法を決するときは、挙手による。

2 前項の採決について投票を行わない場合は、否決数を定めた後可決数を定めるものとする。

## 第5章 総代及び総代会

(総代会)

第37条 この組合に、総会に代ってその権限を行うべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第38条 総代の定数は45人とし、所有権者たる組合員及び借地権者たる組合員が、それぞれ組合員(法人にあっては、その役員)のうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれのうちから選挙される総代の数は、所有権者たる組合員の総数と借地権者たる組合員の総数との割合におおむね比例して、理事が定めるものとする。

(総代の任期)

第39条 総代の任期は、5年とし、就任の日から起算する。ただし、第58条又は第60条の規定によって当選した者については、前任者の残任期間とする。

2 前条に規定する総代の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された総代の任期は、すでに選挙されている総代の任期満了の日までとする。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第40条 理事は選挙管理者となり、総代の選挙に関する事務を管理する。

2 選挙管理者は、組合員のうちから所有権者及び借地権者各2人を選挙立会人として選任しなければならない。ただし、当該選挙が所有権者又は借地権者のいずれか一方から総代を選挙するものである場合においては、その一方のうちから選挙立会人2人を選任するものとする。

(総代の被選挙権)

第41条 次の各号に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

(1) 未成年者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(総代の選挙の公告及び通知)

第42条 選挙管理者は、総代の選挙を行う場合においては、あらかじめ選挙期日、選挙場、投票時間及び開票の日時を定め、選挙期日の少なくとも20日以前に、これらの事項を公告すると同時に組合員に通知しなければならない。

(選挙人名簿)

第43条 選挙管理者は、総代の選挙期日前20日現在における選挙人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第44条 選挙管理者は、総代の選挙期日前15日から5日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも3日前に公告しなければならない。

(異議の申出)

第45条 組合員は、前条第1項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載もれ又は誤りがあると認めるときは、縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により文書によらない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

第46条 選挙管理者は第44条第1項の規定による縦覧期間に異議の申出がなかったとき、又は前条第1項の規定によるすべての異議について決定したときは、選挙期日の少くとも3日前に、その旨を公告しなければならない。

2 選挙人名簿は、前項の公告があつた日において確定するものとする。

(選挙すべき総代の数の公告)

第47条 選挙管理者は前条第2項の規定により選挙人名簿が確定したときは、所有権者たる組合員又は借地権者たる組合員が当該選挙において、それぞれ選挙すべき総代の数を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の3日前までにするものとする。

(選挙人)

第48条 総代の選挙は、確定選挙人名簿に記載された者又はその代理人が行う。

2 確定選挙人名簿に記載された者は、前項の規定にかかわらず書面をもって総代の選挙を行うことができる。

3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、総代に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を送付し、署名押印の上封かんし、投票開始日時前に選挙管理者に送付しなければならない。

(投票)

第49条 総代の選挙は、無記名投票によって行うものとする。

2 選挙人は、選挙の当日選挙場において、確定投票人名簿(又はその抄本)との対照を経て、所定の投票用紙に選挙すべき総代1人の氏名を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の場合において、選挙人が法人であるときは、投票は、その法人の指定する者が行わなければならない。

(投票のできない者)

第50条 確定選挙人名簿に記載されていない者、確定選挙人名簿に記載された者であっても確定選挙人名簿に記載されることができない者及び選挙当日選挙権を有しない者は、投票することができない。

2 前項の場合において、投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて定めなければならない。

(選挙場の秩序の維持)

第51条 選挙場において演説、討論をし、若しくは騒ぎ、又は投票に関して協議若しくは勧誘し、その他選挙場の秩序を乱す者がある場合においては、選挙管理者は、これを制止し、その指示に従わないときは、選挙場外に退出させることができる。

(退出させられた者の投票)

第52条 前条の規定により、選挙場外に退出させられたため、投票をすることができなかつた者は、最後になって投票することができる。ただし、選挙管理者は、選挙場の秩序を乱すおそれがなくなつたと認める場合は、本条の規定にかかわらず投票をさせることができる。

(開票)

第53条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人のもとに、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定に当たっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば有効とする。

3 第48条第2項の規定により書面をもって総代の選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条第1項(第1号を除く。)の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば、有効とする。

4 選挙人は、選挙場における開票の参観を求めることができる。

(投票の無効)

第54条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
  - (2) 被選挙人の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし職業、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない
  - (3) 被選挙権のない者の氏名(法人の名称を含む。以下本項において同じ。)を記載したもの
  - (4) 被選挙人の氏名を自書しないもの
  - (5) 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたいもの
  - (6) 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの
  - (7) 選挙が補欠選挙である場合において、現に総代である者の氏名を記載したもの
- 2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称又は名称の一部を含む。以下本項において同じ。)の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第5号の規定にかかわらず有効とする。
- 3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効得票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第55条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、選挙すべき総代の定数で有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 所有権者と借地権者の双方から当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、次条第2項の期間内にいずれか一方の当選を辞退する旨の申し出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(当選の確定)

第56条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 当選人が前項の公告があった日から7日以内に、当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(総代の就任)

第57条 選挙管理者は、前条第2項の期間の満了の日の翌日に当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告のあった日に、総代に就任するものとする。ただし、前項の公告があった日が現在の総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰上げ補充)

第58条 当選人の数がその選挙における総代の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後6月以内に総代に欠員を生じたときは、総代とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

- 2 第55条第1項ただし書、第56条及び第57条の規定は、前項の場合に準用する。

(再 選 挙)

第59条 当選人の数がその選挙における総代の定数に達しないときは、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

第60条 総代に欠員を生じた場合において、第58条の規定により当選人を定めることができない場合、又は同条の規定により当選人を定めても、なお欠員の数が定数の5分の1を超えるときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の事由が総代の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(準用規定)

第61条 第20条の規定は総代の選挙の時期について、第28条第1項及び第2項の規定は総代の選挙録について、並びに第35条本文及び第36条の規定は総代会の会議及び議事について準用する。

(総代の失職)

第62条 総代は、被選挙権を失ったときは、その職を失う。

## 第 6 章 会 計

(経費の収支予算)

第63条 理事は、毎事業年度の経費の収支予算を調製し、当該事業年度前に総代会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、この組合の成立後、遅滞なく総会の議決を経なければならない。

(工事の施行)

第64条 この組合の工事は、請負とする。ただし、軽微な工事については、理事会の決定により直営とすることができる。

2 理事又は監事は、工事の請負及び業務の受託をすることができない。

3 理事又は監事が、法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずる者である場合には、その法人は、工事の請負及び業務の受託をすることができない。

(工事の請負等及び物品の購入)

第65条 工事の請負、業務の委託又は物品の購入は、原則として競争入札の方法によらなければならない。ただし、急施を要する場合又は軽易な工事の請負及び業務の委託については、理事会の決定により、物品の購入は、理事長の決定により、随意契約によることができる。

2 理事は、工事を請負に付し、又は業務を委託する場合においては、あらかじめ総代会の同意を得て定める工事請負委託業務規程によるものとする。

(金銭の預入)

第66条 理事は、この組合の金銭を総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産等の処分)

第67条 理事は、事務所、工作物その他の物件及び購入資材等の財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不用に帰したときは、あらかじめ総代会の同意を得て、原則として競争入札の方法により処分しなければならない。ただし、固定資産以外のものは、理事会の決定により随意契約によることができる。

2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定を準用する。

(事業年度及び経理)

第68条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 理事は、この組合の会計を、あらかじめ総代会の同意を得て定める会計規程により処理するものとする。

## 第 7 章 評 価

(評 価 員)

第69条 この組合は、土地の評価について経験を有する者3人を総代会の同意を得て、評価員に選任する。

2 理事及び監事は、評価員を兼ねることができない。

(評定価額)

第70条 理事は、あらかじめ総代会の同意を得て土地評価基準を定めるものとする。

2 土地評価基準に基づき算出した従前の宅地及び換地の評定価額は、理事が評価員の意見を聞き、総代会の議決を経て定める。

(権利の評価)

第71条 所有権以外の権利(地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下本条及び第10章において同じ。)が存する宅地については、前条により定めた従前の宅地又は換地の評定価額を、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに配分するものとし、その割合は、理事が評価員の意見を聞き、総代会の議決を経て定める。

## 第 8 章 従前の宅地の地積の決定

(従前の宅地の地積)

第72条 換地計画において、換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、法第21条第3項の規定による組合設立認可の公告があった日(以下「基準日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とし、基準日現在において登記されていない宅地については、組合が実測して査定した地積とする。

(基準地積の更正等)

第73条 宅地の所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は、前条の地積が事実と相違すると認めるときは基準日から60日以内に、組合に地積の更正を申請することができる。

2 前項の規定による地積更正の申請は、地積更正申請書(別記様式第1)に、次の各号に掲げる図書を添えてしなければならない。

- (1)位置図(縮尺三千分の一以上のもの)
- (2)地積測量図(縮尺五百分の一以上のもの)
- (3)申請者及び隣地所有者の印鑑証明書

3 組合は、基準地積が明らかに事実と相違すると認める宅地及び特に地積について実測する必要があると認める宅地について、その宅地の所有者及びその宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。

4 組合は、施行地区を適当と認める区域に分割し、各区域について実測した宅地の地積とその区域内の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合は、その差異に係る地積をその区域内の基準地積(前条又は第2項若しくは前項の規定による実測の結果定まった基準地積を除く。以下本項において同じ。)にあん分して、基準地積を更正しなければならない。

5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積にあん分した地積とする。ただし分割後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合であん分した地積とすることができる。

6 前項の規定による分筆した宅地に係る地積更正の申出は、分筆宅地地積更正申出書(別記様式第2)に、次の各号に掲げる図書を添えてしなければならない。

- (1)位置図(縮尺三千分の一以上のもの)
- (2)地積測量図(縮尺五百分の一以上のもの)
- (3)分筆後の宅地各筆の登記事項証明書
- (4)分筆後の宅地各筆の所有者全員の印鑑証明書

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第74条 換地計画において、換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。)とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、組合がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

## 第 9 章 換 地 処 分

(換地設計の基準)

第75条 この組合の換地設計は、理事があらかじめ総代会の同意を得て定める換地規程に基づき、前3条の規定による従前の宅地及び従前の宅地について存する所有権以外の権利の部分の地積を基準として、交付すべき換地の権利地積を算出し、これを標準として定めるものとする。

(換地設計の決定)

第76条 換地計画の決定前に前条の換地設計に基づき、仮換地の指定をしようとする場合は、あらかじめその換地設計について総代会の承認を得て、理事が定めるものとする。ただし、この場合においては、定めようとする換地設計を2週間利害関係者の縦覧に供するとともに組合員にその旨を通知するものとする。

2 組合員は、前項の規定により縦覧に供された換地設計について意見がある場合においては、縦覧期間内に理事に意見書を提出することができる。

(換地処分の時期)

第77条 この組合の換地処分は、法第77条の規定による建築物等の移転及び除却が完了した場合においては、その他の工事が完了しない前においても、法第103条第2項ただし書の規定により、行うことができる。

## 第 10 章 清 算

(清算金の算定)

第78条 換地計画において定める清算金の額は、第75条の規定による交付すべき換地の基準となる権利地積の評定価額(以下「権利価額」という。)と換地の評定価額との差額とする。

2 所有権以外の権利の存する宅地の清算金の額は、前項の規定による権利価額を所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに配分したそれぞれの価額と第71条の規定により換地について定めたそれぞれの価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第79条 法第90条及び第95条第6項の規定により、換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の部分を定めないうで、金銭で清算する場合における清算金の額は、前条に準じて定める。

(清算金及び仮清算金の徴収交付)

第80条 理事は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を指定して、少なくともその期限の10日前に納入通知書又は交付通知書を送付するものとする。

2 仮清算金を徴収し、又は交付する場合においては、前項に準ずる。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第81条 徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が10万円以上である場合は、第1回の徴収又は交付すべき期限の翌日から起算して清算金の額に応じ、それぞれ別表に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合に、その清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で総代会の議決を経て定めた率とする。)とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。
- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限日から起算してそれぞれ6月毎とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の納付額又は交付額は、利子を合わせて毎回均等とする。
- 5 第1項の規定により清算金の分割納付を希望する者は、理事が別に通知する日までに理事にその旨を申し出て承認を受けなければならない。
- 6 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、理事は毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。
- 7 清算金の分納を認められた者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 8 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、理事が必要と認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 9 理事は、清算金の分納を認められた者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 10 清算金の分納を認められた者は、その氏名又は住所(法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、直ちにその旨を理事に届出なければならない。

(準用規定)

第82条 第8条の規定は、清算金を滞納した場合について準用する。

## 第 11 章 雑 則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第83条 組合は、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧の公告の日から、法第86条第1項の規定による換地計画の認可日までの間は、法第85条第4項の規定により、所有権以外の権利についての同条第1項の規定による申告又は同条第3項による届出を受理しない。

2 組合は、第21条第2項による役員選挙の公告の日からその選挙が終わる日まで、又は第42条に規定する総代選挙の公告の日からその選挙が終わる日までの間は、法第84条第4項の規定により、借地権について同条第1項の申告又は第3項の届出を受理しない。

(権利の変動の届出)

第84条 施行地区内の宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署(権利者限りのものについては、その本人)して、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、事務所及び日進市役所の掲示所に掲示してするものとする。

2 法第77条第5項(法第133条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告をするときは、前項の規定により掲示するほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うものとする。

(給 与)

第86条 この組合の役員、評価員及び総代については、総代会の同意を得て定める基準により、報酬、旅費及び手当を支給することができる。

(細則への委任)

第87条 この定款に規定するもののほか、事業の施行に必要な事項は、細則をもって理事が定めるものとする。

### 別 表

清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期限	回 数
10万円以上 40万円未満	6 月以内	2
40万円以上 70万円未満	1 年以内	3
70万円以上100万円未満	1 年 6 月以内	4
100万円以上	2 年以内	5

別 記

様式第1(第73条関係)

地 積 更 正 申 請 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

〔名称及び  
代表者氏名〕

電 話 局 番

基準地積が実測地積と相違すると認められるので、次のとおり地積の更正を申請します。

土 地 の 表 示

所 在							
町	丁・字	地 番	地 目	登記地積	実測地積	所有者氏名	所有権者 借地権者 その他( ) の別

備考 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

2 添付書類

地積測量図には、筆界、地番、地目、境界杭の位置及び番号並びに杭間距離並びに隣地の筆界、地番及び地目を記載し、隣地所有者の確認印を押印(隣地が国又は地方公共団体の所有である場合は、別に承認書をとって添付)し、実測年月日並びに実測した土地家屋調査士の住所及び署名押印を記載すること。

別 記

様式第2(第73条関係)

分筆宅地地積更正申出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

〔名称及び  
代表者氏名〕

電話 局 番

住 所

氏 名

印

〔名称及び  
代表者氏名〕

電話 局 番

住 所

氏 名

印

〔名称及び  
代表者氏名〕

電話 局 番

分筆後の宅地各筆の基準地積を次のとおりにあん分したので申し出ます。

分筆前の土地の表示

所在					
町	丁・字	地番	地目	基準地積	所有者氏名

分筆後の土地の表示

所在						
町	丁・字	地番	地目	登記地積	あん分割合	所有者氏名

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 添付書類

地積測量図には、分筆後の各筆界、地番、地目並びに境界杭の位置及び番号並びに杭間距離を記載すること。